

スルノ趣意ニ出ツルモノニシテ別ニ支障ナキ
ニ依リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘシト思料
ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正十二年三月二十四日

樞密院書記官長ニ上兵治

樞密院議長子爵清浦奎吾殿

大正十二年三月三十一日 會議議案

決議

秘

陸軍省官制中改正ノ件

参照添附

勅令第 號

陸軍省官制中左ノ通改正ス

第七條中第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號

トス

第十條中「警備隊區司令部」ヲ削ル

第十一條第十號ヲ削ル

第十二條中「陸軍野戰砲兵射擊學校陸軍

陸
一

重砲兵射撃學校ヲ陸軍野戰砲兵學校陸軍重砲兵學校ニ改ム

第十三條ノ二第五號ヲ削ル

第十四條ノ二及第十五條中砲兵工廠ヲ

陸軍造兵廠ニ改ム

第十八條第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 支拂豫算ニ關スル事項

陸 二

第二十條中官有財産ヲ國有財産ニ改ム

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○陸軍省官制

明治四十一年
勅令第百十四號

第七條 恩賞課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 恩給及賜金ニ關スル事項

(中略)

五 療兵院ニ關スル事項

六 陸軍共濟組合ニ關スル事項

第十條 歩兵課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 動員計畫及徵發ニ關スル事項

(中略)

八 聯隊區司令部警備隊區司令部陸軍歩兵

學校陸軍戸山學校及陸軍懲治隊ニ關スル事項

(下略)

第十一條 騎兵課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 騎兵ノ本務ニ關スル事項

(中略)

十 馬政及馬政局ニ關スル事項

第十二條 砲兵課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 砲兵及輜重兵ノ本務ニ關スル事項

(中略)

五 陸軍野戰砲兵射擊學校陸軍重砲兵射擊學校及陸軍工科學校並自動車隊ニ關スル事項

(下略)

第十三條ノニ 航空課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空兵ノ本務ニ關スル事項

(中略)

五 航空局ニ關スル事項

第十四條ノニ 工政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一 軍需工業動員ニ關スル事項

(中略)

三 砲兵工廠陸軍工廠ノ設備ニ關スル事項

第十五條 銃砲課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 兵器(器材課所掌)ノ制式支給、交換整備檢査及之ニ關スル一切ノ經理事項

(中略)

三 陸軍技術本部、陸軍兵器廠、砲兵工廠

造兵廠(設備ニ關スル)及陸軍科學研究所ニ

陸三

關スル事項

(下略)

第十八條 主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍資運用ノ研究審議ニ關スル事項

(中略)

五 仕支拂豫算及仕拂命令ニ關スル事項

(下略)

第二十條 建築課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 陸軍用地及諸建築(軍務局及兵器局所掌)ニ

關スル事項

(中略)

四 官國有財産ニ關スル事項

(下略)

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍省官制中改正ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ陸軍省官制中改正ノ件ヲ審査スルニ其ノ要旨ハ左ニ約言スル所ノ如シ

(一) 従来癩兵院ハ陸軍大臣ノ監督ニ屬シタルモ其ノ所掌タル癩兵救護ノ事務ハ必スシモ軍政ノ範圍ニ係ラシムルニ適セス寧ロ一般救護事業ノ見地ヨリ軍事救護法ニ依ル傷病兵又ハ傷病兵若ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ノ救護事務ト共ニ之ヲ内務行政ノ系統ニ屬セシムルコト妥當ナルカ故ニ今回ノ行政整理

ヲ機會トシテ別案ヲ以テ廢兵院ヲ内務大臣
ノ管理ニ移替セムトスルニ伴ヒ本案ヲ以テ
陸軍省人事局恩賞課ノ所掌中廢兵院ニ關ス
ル事項ヲ除去ス(第七條)

(二)農商務省官制中改正ノ件ニ付敘説セル如ク
陸軍大臣所管ノ馬政局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ
農商務大臣ノ所掌ニ併合スルニ伴ヒ陸軍省
軍務局騎兵課ノ所掌中馬政及馬政局ニ關スル
事項ヲ削ル(第十一條)

(三)遞信省官制中改正ノ件ニ付記述セル如ク陸
軍大臣所管ノ航空局ヲ遞信大臣ノ管理ニ移
替スルニ伴ヒ陸軍省軍務局航空課ノ所掌中航
空局ニ關スル事項ヲ削除ス(第十三條ノ二)

(四)曩ニ沖繩警備隊區司令部ヲ廢止シタル以來
警備隊區司令部ヲ存置セサルニ至リシカ故
ニ本省軍務局歩兵課ノ所掌中之ニ關スル事
項ヲ削リ(第十條)前ニ陸軍野戰砲兵射擊學校
及陸軍重砲兵射擊學校ヲ各陸軍野戰砲兵學
校及陸軍重砲兵學校ト改稱シ又今回砲兵工
廠ヲ陸軍造兵廠ト改稱セムトスルニ照應シ

テ本省軍務局砲兵課、兵器局工政課及同銃砲課、所掌事項ノ用語ヲ訂正シ(第十二條、第十四條、二及第十五條)會計法改正ノ結果本省經理局主計課ノ所掌事項ノ規定ニ於テ「任拂命令」ヲ削リ「任拂豫算」ヲ「支拂豫算」ニ改メ(第十八條)國有財産法制定ノ結果同局建築課ノ所掌事項ノ規定ニ於テ「官有財産」ヲ「國有財産」ニ改ム(第二十條)

之ヲ要スルニ本案ハ陸軍省所管ノ官衙ノ移管、學校ノ改稱其ノ他成規ノ改正ニ牽聯シ陸軍省

官制中關係ノ條項ニ相當ノ改訂ヲ加ヘムトスルモ、ニシテ別ニ支障ノ慮ナキニ因リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘシト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正十二年三月二十六日

樞密院書記官長ニ上兵治

樞密院議長子爵清浦奎吾殿

秘

奏任又官特別任用令中改正ノ件

参照添附

大正十二年三月三十一日會議案

決議